

茅ヶ崎市家庭的保育保育料徴収基準額表

単位:円

階層区分	階層の定義	課税額による区分	3歳未満児(月額)		
			基本額①	兄弟②	兄弟③
A階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	非課税	0	0	0
B階層	A階層及びD階層を除き、前年度分市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	前年度市町村民税非課税	0	0	0
C階層	前年度分市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 前年度市町村民税均等割のみ	1,000	500	0
		2 前年度市町村民税所得割課税	1,800	900	0
D階層	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 前年分所得税 2,000円未満	4,300	2,150	0
		2 前年分所得税 2,000円以上 7,000円未満	6,600	3,300	0
		3 前年分所得税 7,000円以上 13,000円未満	8,500	4,250	0
		4 前年分所得税 13,000円以上 25,000円未満	10,000	5,000	0
		5 前年分所得税 25,000円以上 40,000円未満	13,600	6,800	0
		6 前年分所得税 40,000円以上 69,000円未満	18,700	9,350	0
		7 前年分所得税 69,000円以上 103,000円未満	24,200	12,100	0
		8 前年分所得税 103,000円以上 126,000円未満	26,100	13,050	0
		9 前年分所得税 126,000円以上 177,000円未満	29,700	14,850	0
		10 前年分所得税 177,000円以上 252,000円未満	31,400	15,700	0
		11 前年分所得税 252,000円以上 413,000円未満	35,100	17,550	0
		12 前年分所得税 413,000円以上 601,000円未満	36,500	18,250	0
		13 前年分所得税 601,000円以上	38,000	19,000	0
		14 前年分所得税 734,000円以上	48,500	24,250	0

※ D14階層については、平成23年4月分の保育料より適用になります。平成23年3月分までは、D13階層が最高額となります。

※ 兄弟(保育園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、認定こども園に入園している児童や、家庭的保育を利用している児童、知的障害児園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設、児童デイサービスに通学前児(就学前児童)については、保育園に通っている児童を除いて年齢の高い児童から兄弟②、兄弟③となります。

※ 月の途中で入園した場合の保育料 1月あたりの保育料×入園日からの開園日数÷25日
月の途中で退園した場合の保育料 1月あたりの保育料×退園日の前日までの開園日数÷25日

※ 所得税額は住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、配当控除等の控除を適用する前の税額で算定